

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- I. 結局、事業承継税制改正でどう変わった？
- II. 一括有期事業の事務手続きについて
- III. 「改元」のビジネスへの影響と対応策

[今月のトピックス]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 経営セミナーのご案内

I. 結局、事業承継税制改正でどう変わった？

——ポイントを分かりやすく解説——

これまで事業承継対策としては、さまざまなテクニックが使われてきました。しかし、どの方法も完全に税務から逃れられるわけでもなく、また少なからず苦勞を伴う方法であり、なかなかすべての面を同時に解決できる手段が存在していませんでした。しかし、ご存知の通り、2018年度には「経営承継円滑化法」に「特例制度」が加わったことにより、この手段を使わない理由を見つけることが難しくらい抜本的なものになったため、本章でその使い方の説明を改めて行います。

今回の改正は、10年間の特例措置とはいうものの、これまでの弱点がほぼ克服されました。そこで、この活用方法について以下にまとめます。

■納税猶予割合の拡大

対象株数が発行済株式総数の3分の2だったものから、全株式になりました。これにより、残りの3分の1の株式の納税をクリアするために、取引先に株式を保有してもらったり、中小企業投資育成株式会社に出資してもらったり、従業員持株会へ持たせたりなどの対策は不要となりました。

また、相続税の猶予割合も80%だったものが、100%までが対象となったことで、相続の度に納税をする必要もなくなりました。これにより、経営者が100%株式を保有しながら、社長交代の際には後継者へ100%株式を贈与させるという、極めてシンプルな方法が可能になったのです。

つまり今後は、極めてシンプルな株主構成を作ることにより、経営権を安定させ、株主トラブルもなくすることができるようになりました。

■従業員数の要件の緩和

相続・贈与時の従業員の平均8割維持要件が絶対ではなくなりました。ただし、平均8割の基準を満たすこ

とができなかった場合には、その理由を都道府県知事に報告しなければなりません。

その理由が経営悪化である場合等については、「認定経営革新等支援機関」による指導・助言を受ける必要があります。しかし、これは事実上の雇用要件の撤廃と読み替えて差し支えないと考えます。

したがって、後継者がAIやシステム化、機械化を進め、結果として効率を高めるという前向きな経営を堂々と推進できるようになりました。法律がこれを後押しするという形がようやく作られたことになりました。

■贈与者及び受贈者の範囲の拡大

これまでは、「1人の経営者から1人の後継者へ」という承継パターンしか適用できませんでした。それが、「複数の株主から、最大3人の後継者へ」の承継まで対象に加えられました。

たとえば、先代経営者が3分の2の株式を所有し、その妻が3分の1を所有していた場合、それぞれが後継者へ贈与したとしても、すべての株式を対象にできます。

また、最大3人までの後継者が対象になることで、後継者の候補選びに迷っている段階から対策を実行に移せるため、社長交代の時期が今後早まる傾向になると予想されます。

■ペナルティリスクの軽減

これまでは、納税猶予を受けている株式を譲渡等（M&Aにおける譲渡、合併、解散等を含む）した場合、本来の贈与税額を基準として納税しなければなりませんでした。

今回の特例では、連続赤字などの要件を満たせば、譲渡時の株価に基づいて猶予税額を再計算し、納税すればよいことになりました。

また、相続時精算課税との併用はすでに認められていましたが、改正により親族要件が除外されました。相続時精算課税は、60歳以上の贈与者から20歳以上の子・孫以外でも年齢要件を満たせば、他人でも良いことになりました。

Ⅱ.一括有期事業の事務手続きについて

—2019年4月より一部簡素化されます—

「労働保険では、本店、支店、工場、事務所のように、一つの経営組織として独立性をもった経営体を「事業」とし、その事業ごとで適用することを原則としています。2019年4月から、この「事業」のうち建設業などの有期事業に関して、事務手続きが一部簡素化されます。そこで、今回は有期事業の概要と変更となる事務手続きの内容を確認しておきましょう。

■有期事業とは

そもそも「事業」とは、事業の性質上、事業の期間が予定されているか否かにより、継続事業と有期事業に分けられます。継続事業とは事業の期間が予定されない事業のことで、事務所や工場等が該当し、有

期事業とは事業の期間が予定される事業のことで、一定の目的を達するまでの間に限り活動が行われ、建設の事業や立木の伐採の事業等が該当します。

■一括有期事業の対象となる事業とは

このうち、有期事業はその事業ごとに労働保険の成立手続きを行う必要があります。ただし、それぞれの有期事業が次のすべての要件に該当したとき、それらの事業は法律上、一つの事業とみなされ、継続事業と同様に保険料の申告等を行うこととなります。これを一括有期事業と呼んでいます。

1. 事業主が同一人であること。
2. 建設の事業または立木の伐採の事業であること。
3. 事業の規模について、概算保険料額が160万円未満であって、かつ、建設の事業においては、請負金額（消費税額を除く）が1億8,000万円未満、立木の伐採の事業においては、素材の見込生産量が1,000立方メートル未満であること。
4. 建設の事業においては、事業の種類が、労災保険率表における事業の種類と同一であること。（一部例外あり）
5. 事業に係る保険料納付の事務所が同一で、かつ、一括事務所の所在地を管轄する都道府県労働局の管轄区域、またはそれと隣接する都道府県労働局の管轄区域内で行われるものであること（地域要件）

■変更となる一括有期事業の事務手続き

今回、行政手続きの簡素化による事業主の事務負担軽減を目的として、2つの事務手続きが簡素化されます。

1点目が、一括有期事業開始届の廃止です。一括有期事業において、それぞれの事業を開始したときには、翌月10日までに一括有期事業開始届を所轄の労働基準監督署長に提出する必要がありますが、2019年4月1日以降に開始する有期事業からこの提出が不要となります。なお、労働保険の年度更新の際には、一括有期事業の報告書を提出することになるので、どの工事が一括有期事業の対象になるかは、当然、確実に把握しておく必要があります。

2点目が、上述の5.に挙げた地域要件の廃止です。一括有期事業が可能となる事業には、地域要件が定められており、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括することができず、個別に有期事業として労働保険の事務手続きを行う必要がありました。これについて、2019年4月1日以降に開始する有期事業は、遠隔地で行われる有期事業も含めて一括して事務手続きを行うことができるようになります。

今回の変更該当する企業では、事務手続きが大幅に変わることとなります。変更の内容を確認し、適切な事務手続きを進めるようにしましょう。



厚生労働省情報コーナー

■社内検定認定制度とは

社内検定認定制度とは、個々の企業や団体が、そこで働く労働者を対象に自主的に行っている検定制度（社

内検定)のうち、一定の基準を満たしており、技能振興上奨励すべきであると認めたものを厚生労働大臣が認定する制度です。

認定社内検定導入の効果として、「技能の見える化・標準化」、「従業員のモチベーションアップ」、「知識や技能・技術の向上」、「社内の技能評価への権威づけ」、「有資格者の実績への寄与」、「顧客の評価」、「地域産業振興に貢献」、「広報効果・企業ブランドの向上」等があります。

認定申請手続きの流れは、1.厚生労働省との事前相談→2.検定構築・トライアル試験実施→3.厚生労働省への認定申請→4.学識経験者からの意見聴取→5.厚生労働省での審査→議定決定又は不認定決定→厚生労働省のホームページに公示(認定の場合)、となります。

社内検定は、「技能検定を補完するもの」であって、技能検定と競合する検定は認定を受けることができません。また、他の国家検定・国家試験と競合したり、他の法律の規制対象となる業種・職種に関する検定も認定対象にはなりません。

Ⅲ. 「改元」のビジネスへの影響と対応策

—企業活動への影響について—

5月1日の新天皇即位に伴い、「平成」から新たな元号に改まります。新元号は4月1日に発表される予定であり、システム対応など、その影響は広範に及ぶことが見込まれます。

■システム対応について

市販されているソフトは、メーカーが提供する修正ソフトの適用などで対応できます。ただし、バージョンが古くサポート期間が終了していたり、メーカーが倒産してしまった場合には、修正ソフトが適用できません。その場合はメーカーや販売代理店に対応方法を確認する必要があります。

一方、独自に開発したソフトでは、帳票や画面表示、入力項目を修正する必要があります。和暦が書き込まれたプログラムでは作業量は膨大になりますが、元号や期間などの情報がプログラムと分離されていれば管理情報の修正で対応できます。元号は原則漢字2文字なので、画面や印刷様式の変更はほとんど発生しないでしょう。

ただし、合字(「平成」等)は文字コードへの割り当てに時間がかかるとの指摘もあります。新元号の発表前から修正作業を行えるため、IT部門や委託会社に状況を確認し、早期に対応を進めるべきです。

ウェブサイトやSNS等で発信する情報も修正対象となります。年間スケジュール等、和暦を含み、改元後も参照頻度が高い情報は修正する必要があるでしょう。しかし、過去のプレスリリースやSNSの発信内容などをさかのぼって修正することは困難です。改元以降の新製品発売や新サービス開始などのイベント、改元時期をまたがって行われるアンケートなど、修正対象を絞り込んだ上で、新元号を表記して発信するといった対応が考えられます。

西暦の使用が一般化しつつある一方、契約文書や行政機関への申請書類などは、和暦の使用が継続すると予想されます。企業ではソフトの外部委託契約など、契約満了日が改元以降になる場合は、契約文書を更新せずに新元号に読み替えて対応することになるでしょう。

■10 連休対策を万全に

さらに、新天皇即位に伴う10連休にも備える必要があります。企業では、連休中に月末および月初の処理と新元号の反映確認を行う必要があります。行政機関の窓口も閉鎖されるため、申請等がある場合は注意が必要です。

暦にも注意してください。今年に限っては天皇即位の日（5月1日）を含む10連休のほか、「即位礼正殿の儀」が行われる日（10月22日）は祝日になります。また、これまでの天皇誕生日（12月23日）は2019年から平日となる一方で、2020年以降は2月23日が天皇誕生日として祝日となります。

もっとも、元号が変わる5月1日時点で全ての対応を終えることは必須ではありません。改元以降も当面は平成から読み替えて対応できます。文書は元号部分を修正すれば問題ありません。このように影響は多岐にわたるため、少々遅れてもしっかりと対応することが肝要です。



経済産業省情報コーナー

■日本工業規格（JIS）の制定・改正について

今回は、31件の制定及び68件の改正を行いました（資料1）。中でも、以下のJISの制定・改正は特に重要です。

1. 停止時・低速走行時の自動車騒音測定方法のJIS制定

これまで、電気自動車（EV）やハイブリッド自動車（HEV）などの電動車の場合、低速走行時などに発する音量が小さいため、停止車両の存在や車両の接近に歩行者が気づきにくいことが課題となっていました。この対策として車両の停止時や時速20キロメートル以下の低速走行時に、電動車が発する音の大きさを一定以上にすることが、国内外で義務づけられています。

2. システムやソフトウェア製品の利用時の品質を測定するためのJISを制定

PCやスマートフォン、IoT機器の普及に伴い、これらの利用者にとっては、その機器に内蔵されるソフトウェアが信頼のおけるものかどうか重要になってきます。JIS規格において、これまでソフトウェアの利用時の品質を客観的に測る評価モデルは存在していましたが、具体的な測定量や測定方法は規定されていなかったため、この度、国際規格ISO/IEC25022に対応する形でJISを制定しました。

3. 案内用図記号のJIS改正

案内用図記号（ピクトグラム）は、言葉によらない、目で見ただけで案内を可能とするものです。日本人だけでなく外国人観光客にもよりわかりやすい案内用図記号とするため、JIS Z8210（案内用図記号）に「洋風便器」「和風便器」「温水洗浄便座」の3つの案内用図記号を追加しました。今回の改正により、公共施設等でもJISによる案内用図記号が活用され、多くの人にとってより分かりやすい案内表示が行われることが期待されます。



今月のブックマーク

企業運営において使われる財務諸表は主に損益計算書と貸借対照表ですが、国家にもバランスシートが存在します。国家のバランスシートは2年遅れで公表され、最新版が平成28年度のものとなっております(平成31年2月現在)。企業会計の考え方・手法を基本としているので、資産・負債の状況、費用や財源などの財務状況が分かりやすく開示されています。参考に是非ご覧下さい。

「財務省 平成28年度 国の連結財務書類」

https://www.mof.go.jp/budget/report/public_finance_fact_sheet/fy2016/

TFG共栄会・例会のご案内

下記の要領にて開催いたしますので、お誘い合わせの上、是非ご参加ください。

- 日 時： 平成31年4月26日(金) 受付 午後4時10分より
- 内 容： (第一部) 研究部会・研修会 午後5時00分より

テーマ「吉野家の事業承継」～後継者に求められるもの～
- バトンを受取り、渡した両立場からの秘訣 -

講 師：株式会社 吉野家ホールディングス

会長 安部 修仁 氏

(第二部) 情報交換懇親会 午後7時00分より
(午後8時30分終了予定)

※会場内での立食形式による交流会

- 会 場： ヴィアーレ大阪 4F ヴィアーレホール
(最寄駅 地下鉄御堂筋線「本町駅」1号出口 徒歩2分)
- 会 費： 5,000円(税込み)

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ!

起業・革新・ベンチャー支援... T&FG Group

TFG 検索

TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

TFG ニュース編集担当 岸本 圭祐